

市第42号議案

令和8年度横浜市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度横浜市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,100,926,264千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和8年9月9日提出

横 浜 市 長 職 務 代 理 者

横 浜 市 副 市 長 平 原 敏 英

提 案 理 由

市民行政費等を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

入 歳

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 国庫支出金		千円 449, 280, 714	千円 606, 556	千円 449, 887, 270
	2 国庫補助金	81, 187, 297	606, 556	81, 793, 853
23 繰越金		1	669, 584	669, 585
	1 繰越金	1	669, 584	669, 585
25 市債		130, 490, 000	308, 000	130, 798, 000
	1 市債	130, 490, 000	308, 000	130, 798, 000
歳 入 合 計		2, 099, 342, 124	1, 584, 140	2, 100, 926, 264

歲 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 市民費		45,720,301 ^{千円}	214,185 ^{千円}	45,934,486 ^{千円}
	1 市民行政費	16,768,155	214,185	16,982,340
10 資源循環費		55,086,003	26,242	55,112,245
	2 適正処理費	31,816,656	26,242	31,842,898
12 都市整備費		10,852,808	397,713	11,250,521
	1 都市整備費	10,852,808	397,713	11,250,521
13 道路費		57,440,489	540,000	57,980,489
	1 道路維持管理費	26,864,902	540,000	27,404,902
17 教育費		333,733,660	406,000	334,139,660
	8 教育施設整備費	48,887,304	406,000	49,293,304
歳 出 合 計		2,099,342,124	1,584,140	2,100,926,264

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
本郷台駅前県市等 合同施設修繕工事 協定	令和9年 度	限度額 130,000千円	令和9年 度	限度額 150,000千円
野庭住宅（J街区） 建替事業事業契 約	令和9年 度から令 和24年度 まで	限度額 17,000,000千円	令和9年 度から令 和24年度 まで	限度額 21,000,000千円
体育館空調設備設 置工事請負契約	令和9年 度	限度額 1,400,000千円	令和9年 度	限度額 1,600,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工場費	千円 6,099,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	8.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	千円 6,119,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	8.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
道路等維持費	2,303,000	起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	2,403,000	起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
学校施設営繕費	15,896,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。	16,084,000	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。	外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。
計	130,490,000				130,798,000			